

合併協議会の協議状況等

平成18年4月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	甘木市・朝倉町・杷木町合併協議会	設置年月日	平成16年10月18日
構成市町村名	甘木市、朝倉町、杷木町	廃止年月日	平成18年3月19日
事務局所在地	〒838-0068 甘木市大字甘木944-10	事務局の連絡先	T E L 0946-24-8155 F A X 0946-26-1898
ホームページアドレス	http://www.aah-gappei.jp	Eメールアドレス	info@aah-gappei.jp
会長名	塚本 勝人（甘木市長）	事務局長名	牧下 政男（甘木市）
		事務局市町村職員数	7名
合併協議会設置までの経過	平16.10 1市2町の各議会で合併協議会設置議案を可決。同月18日に法定協議会設置。		

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成16年10月から平成18年3月までの間に18回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	新市特別職報酬等小委員会、市章選定小委員会		
主な合併協 定項目（市 町村議会の 議決事項及 び合併市町 村の条例事 項）の協議 状況	合併の方式	甘木市、朝倉町、杷木町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	
	合併の期日	合併の期日は、平成18年3月20日とする。	
	市町村の名称	新市の名称は、「朝倉市」とする。	
	事務所の位置	新市の事務所の位置は、甘木市大字菩提寺412番地2とする。	
	財産の取扱い	3市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 なお、基金については、設立の経緯等に配慮を行うものとする。	
	議員定数・任期	1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成19年4月30日まで新市の議会議員として引き続き在任する。 在任期間中の議員の報酬は、合併前の3市町におけるそれぞれの報酬額とする。 2 議会議員の定数は、22人とする。 3 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けない。	
	農業委員会委員定数・任期	1 新市に1つの農業委員会を置き、3市町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 在任特例適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は30人とし、選挙区の数、その区域及び各選挙区の定数については、合併時までに調整する。 3 在任期間中の委員の報酬額は現行のとおりとし、最初に行われる一般選挙からの報酬額は新市において調整する。	
	地方税の取扱い	1 個人住民税については、3市町相違がないため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、普通徴収の納期は合併時までに調整する。 2 法人住民税の法人税率は14.7%とし、合併時に統一する。 また、3市町相違のない項目は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。 3 固定資産税の税率は、甘木市の税率である1.55%を採用する。ただし、朝倉町・杷木町については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定による不均一課税を適用し、合併する日の属する年度及びこれに続く3ヶ年度は段階的な税率を適用する。また、納期及び国際観光ホテルの課税については合併時までに調整し、3市町相違のない項目は、現行のまま新市に引き継ぐこととする。 4 軽自動車税については、3市町相違がないため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、ナンバープレート亡失弁償金は合併時までに調整する。 5 市町村たばこ税については、3市町相違がないため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 6 入湯税については、標準税率を適用する。ただし、日帰りのものの課税及び課税免除については合併時までに調整する。	
	事務組織・機構	新市の事務組織及び機構については、住民サービスの低下をきたさないように留意し、次の方針により合併時までに整備する。 1 基本方針 (1) 地方分権における行政課題に迅速、かつ的確に対応できる組織・機構 (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構 (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 (4) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 (5) 簡素で効率的な組織・機構 2 具体的方針 (1) 庁舎配置方式については、本庁・支所方式とする。ただし、合併による住民サービスの低下を防ぎかつ合併による激変緩和のため、合併年度及びこれに続く3～5年度は、合併前の朝倉町、杷木町の区域を所管区域とする、「地域行政センター」を配置する。この「地域行政センター」は合併時においては、朝倉町、杷木町の現有序舎を活用する。 (2) 地域振興に関する基本方針は本庁で策定するが、新市建設計画に盛り込まれた地域振興の具体的内容については、「地域行政センター」がその拠点となる。また、住民自治組織の育成は、新市にとって大きな課題である。したがって、その育成のため「地域行政センター」の果たす役割は重要なものがあり、地域振興と住民自治組織育成の進捗度合いを勘案し、その時点で「地域行政センター」の組織体制について検討を行う。	

主な合併協定項目（市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項）の協議状況（続き）	町名・字名の取扱い	1 字の区域は現行のとおりとする。 2 字の名称の表示は、次のとおりとする。 (1) 甘木市については、旧自治体名を付さず、「大字」の表記を削除した名称とする。 (2) 朝倉町については、旧自治体名を付さず、「大字」の表記を削除した名称とする。 (3) 杷木町については、旧自治体名から町を削除した名称を付し、「大字」の表記を削除した名称とする。
	その他（地域審議会）	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。 各地区の地域審議会の設置及び運営に関し必要な事項については、別紙「地域審議会の設置に関する協議（案）」のとおりとする。 なお、新市の速やかな一体性の確保と均衡ある発展を図るため、新市において、各地域審議会の委員等で構成する「まちづくり審議会（仮称）」を設置する。まちづくり審議会（仮称）の委員構成、所掌事項、設置期間等については合併時までに調整する。
市町村建設計画の概要（計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等）	計画期間：平成17年度から平成27年度までの11ヵ年 基本理念：地域の豊かさを磨き、人が輝く「健康文化都市」の創造 ～「共生」・「交流」・「自立」による筑後川中流域の中心都市づくり～ 将来像：1 【共生】人・自然が共生する健やかなまち（環境的豊かさの創造） 2 【交流】交流による地域産業が盛んなまち（経済的豊かさの創造） 3 【自立】元気なコミュニティにより自立するまち（精神的豊かさの創造） 県事業：1 主要幹線道路網の整備等 2 生活環境の整備 3 農林業の振興 4 水源地域の整備 5 交流機能の整備	

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、甘木・朝倉市町村合併任意協議会に対して合併協議会支援交付金を交付。
合併重点支援地域の指定	平成17年3月31日指定
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援室企画主幹を派遣。

国の財政支援措置		単位：億円	合併手続	
合併特例債	標準全体事業費（起債上限額）	200.7	年 月 日	手続内容等
	起債充当額（標準全体事業費の95%）	190.7	平成17年1月13日	市町村建設計画決定
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	133.5	—	合併協議会における合併の可否の決定
	合併市町村振興基金の標準基金規模	14.0	平成17年3月10日	合併調印式
	起債充当額（標準基金規模の95%）	13.3	平成17年3月16日	市町村議会最終議決
	普通交付税算入額（起債充当額の70%）	9.3	平成17年3月25日	廃置分合申請
合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	5.1	平成17年4月22日	市制施行協議（県→国）
	特別交付税措置	5.9	平成17年5月20日	協議回答（国→県）
	合併市町村補助金	未定	平成17年6月7日	県議会に議案提案
福岡県の財政支援措置		単位：億円	平成17年6月24日	県議会議決
福岡縣市町村合併推進特例交付金	基本額	6.0	平成17年6月24日	県知事決定処分
	増加人口加算	1.0	平成17年7月21日	総務大臣告示

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	白水 堅志（前朝倉町長）	任期：平18.3.20～平18.4.22
新市長	塚本 勝人（前甘木市長）	任期：平18.4.23～平22.4.22

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口	H12国調 高齢化率 (%)	総面積（平成 17.10.1） k m ²	市町村 コード	類 型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
甘木市	43,034	42,702	42,643	42,772	22.0	167.19	402095	I-3
朝倉町	11,251	10,868	10,415	10,103	26.4	34.56	404420	III-1
杷木町	9,439	9,023	8,649	8,633	25.3	44.98	404411	III-2
計	63,724	62,593	61,707	61,508	23.2	246.73		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
甘木市	2,729	13.0	6,291	29.9	11,979	56.9	21,047
朝倉町	1,882	33.5	1,278	22.7	2,459	43.8	5,619
杷木町	1,034	22.4	1,270	27.5	2,310	50.0	4,617
計	5,645	18.0	8,839	28.3	16,748	53.5	31,283

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村	市町村長		市町村議会議員		職員数 (平17.4.1)		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計	
甘木市	平20.7.13	平19.4.29	18	342	44	386	
朝倉町	平19.4.30	平19.4.30	14	84	20	104	
杷木町	平20.4.24	平19.4.29	12	94	9	103	
計			44	520	73	593	

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平16決算 (百万円)	経常収支比 率平16決算 (%)	財政力指数 (平14~16)	公債費負担 比率平16決 算 (%)	起債制限比 率(3か年平 均) (%)	積立金現在高 平16決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公 社土地保有 高平16決算 (百万円)	ラスパイレ ス指数 (平17.4.1)	
甘木市	8,244	92.1	0.66	14.5	11.9	2,095	3,594	236	99.8
朝倉町	2,461	86.2	0.32	11.0	5.3	1,108	943		99.7
杷木町	2,374	95.9	0.32	21.3	12.1	667	268	256	100.0

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	火葬場	し尿処理	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	救急医療	公務災害補償
甘木市	甘木・朝倉・三井環境施設組合	(市単独)	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	福岡県介護保険広域連合	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	(市単独)	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
朝倉町		甘木・朝倉広域市町村圏事務組合					福岡県市町村職員退職手当組合		
杷木町									

市町村名	公平委員会	教育
甘木市	(市単独)	久留米市外四市町高等学校組合
朝倉町	福岡県に事務の委託	
杷木町		

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	公共下水道	工業用水	農業集落排水	特定地域排水	簡水	宅造	小規模集合排水	特環下水道
甘木市	○	○	○	○	○	○			○
朝倉町				○			○	○	○
杷木町					○	○			

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	合同都市計画区域	過疎地域	辺地地域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域	低開発地域工業開発地区	雇用機会増大促進地域
甘木市	用途指定	甘木(三輪町)		○	農工計画策定済	誘導	○	○	○
朝倉町					農工計画策定済	誘導	○		○
杷木町			○	○	農工計画策定済	誘導	○		○

市町村名	伝統的工芸品指定地域	振興山村	特定農山村	国定公園	県立公園	産炭激変緩和措置対象地域
甘木市	○	一部	一部		○	
朝倉町			全域		○	
杷木町		一部	全域	○	○	

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圈構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	公共下水道	総合農協(現行)	特定地域振興計画
甘木市	筑紫・朝倉ゾーンの一部	合併パターンA内	甘木・朝倉ふるさと市町村圏内	甘木・朝倉地区保健医療圏内	甘木・朝倉地区保健福祉圏域内	甘木・朝倉ブロック内	筑後川中流右岸	筑前あさくら	甘木朝倉地域振興計画
朝倉町									
杷木町									

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
甘木市	甘木警察署	久留米県税事務所	※朝倉保健所	(市単独)	甘木農林事務所	朝倉地域農業改良普及センター	両筑家畜保健衛生所	甘木土木事務所	甘木市(1)
朝倉町				朝倉保健福祉環境事務所					朝倉郡(1)
杷木町									

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
甘木市	甘木支局	久留米労働基準監督署	甘木公共職業安定所	南福岡社会保険事務所	甘木税務署	0946	5区
朝倉町							
杷木町							